

■適用地域

徳島県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県

★一部適用

長野県(軽井沢町)・栃木県・千葉県・富山県・福岡県

任 状

令和 年 月 日

受任者(代理人) 事務所所在地
事務所名称
役職・氏名
登録番号・電話

- 1、行政書士法第1条の2第1項に基づき、自動車保管場所証明申請書、及び同標章交付申請書、自動車保管場所届出書(新規、変更)、及び同標章交付申請書、保管場所標章交付申請、若しくは同申請書に添付する理由書の作成 並びに住民票の取得、課税台帳登録事項証明書交付申請書、営業証明書交付申請書の作成、及び加除訂正並びに再申請に関する一切の件
- 2、行政書士法第1条の3第1号に基づき上記書類を代理人として提出、受領する一切の件
- 3、保管場所使用権原疎明書面(自認書)の作成に関する一切の件
- 4、使用承諾書、又は賃貸借契約書等使用権原に関する書類の代理取得に関する一切の件
- 5、復代理人の選任に関する一切の件

上記の行政書士を代理人と定め、先の各項に関する一切の権限を委任いたします。

住所 東京都港区三田〇丁目△番□号
委任者(申請者) 氏名 豊田 連太郎
電話 03-9999-9999

印